

平成20年8月11日

お知らせ

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

(単品スライド条項の運用について)

標記のことについて、平成20年6月13日付けで国土交通省より、最近の鋼材類及び燃料油の資材価格の高騰を踏まえ、共通工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)に基づき、下記のとおり運用するとの通知があり、本市も本市工事請負契約書第25条5項に基づき、本日8月11日から同様に運用するのでお知らせします。

記

1 単品スライド運用基準

単品スライドとは、工事請負契約書第25条第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったと認められるときは、発注者又は請負者が請負代金額の変更を請求できる措置。

条項適用対象資材

- ・ 鋼材類と燃料油の2資材

対象工事

- ・ 運用施行時点で継続中の工事及び新規契約工事

請負代金額変更の考え方

- ・ の対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、請負者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担する。